

加古川市水道庁舎内カップ式飲料自動販売機設置者の公募について（募集要項）

加古川市水道庁舎内におけるカップ式飲料自動販売機（以下「自動販売機」という。）について、設置者を公募しますので、希望される方は下記の内容をご確認のうえ応募してください。

1 設置場所の概要（別紙位置図参照）

- ・設置場所 加古川市水道庁舎 2階（屋内）
 - ・住所 加古川市野口町良野398番地の1
 - ・総床面積 約2,200㎡（4階建て）
 - ・開庁時間 午前8時30分 から 午後5時15分 まで
 - ・閉庁日 土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日 まで
 - ・在勤者数 約130名
 - ・自動販売機設置状況
 - 1階：清涼飲料水自動販売機（缶及びペットボトルなどの密閉式） 1台
 - 2階：カップ式飲料自動販売機 1台（令和6年3月31日に許可期限満了）
- ※令和4年度のカップ式飲料自動販売機の月平均売上数量は約1,024杯である。

2 設置の台数

- 自動販売機 1台
（外形寸法上限：幅1,100mm×奥行1,100mm×高さ2,000mm）
回収ボックス 3個以上
（外形寸法上限：幅 600mm×奥行 600mm）

3 設置期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

ただし、当初加古川市上下水道局が設定した公募条件を変更しないことを前提に、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断した場合は、設置を許可した日から3年を限度として毎年度更新することができる。

4 設置する自動販売機等の指定、条件

- （1）電子マネー対応型自動販売機、地域貢献型自動販売機及びマイカップ対応自動販売機の導入を積極的に行うこと。
- （2）自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡もしくは転貸してはならない。
- （3）自動販売機が消費電力量の低減に資する技術等を導入し環境に十分配慮した環境対応型の機種であること。
また、照明はタイマーによる電気調節ができること。（自動点滅、減光機能搭載機とすること。）
- （4）設置にあたっては、耐震対策を施すこと。その際、できる限り庁舎の躯体等に負担がかからない方法で設置すること。
- （5）自動販売機の設置使用面積は、幅1,100mm以内 奥行1,100mm 高さ2,000mm以内とし、使用面積は保護用品・放熱スペース・脚部に設置する転倒防止用鉄板等の寸法を含む。
- （6）自動販売機の販売品目は、一般市場で認知、支持されているものとし、酒類及びその類似品の販売は禁止する。

また、自動販売機の機能として、インスタントコーヒー以外にミル挽き、ドリップ機能等

によるコーヒーの提供ができること。

- (7) 販売価格については、標準小売価格以下とすること。
- (8) 各月の初日から末日までの間における売上額に0.1を乗じた額(売上分使用料)を報告し、翌月の末日までに加古川市上下水道局に納入すること。
- (9) 設置者は回収ボックスを1階を除く各階に1個以上設置し、設置者が責任をもって回収、リサイクルすること。
- (10) 回収ボックスの使用面積は、幅600mm以内 奥行600mm以内とすること。
- (11) 自動販売機及び前項の回収ボックス等のメンテナンスについては、設置者もしくは100%株式所有している法人により、商品の補充・売上金回収・清掃・メンテナンス等のオペレーション業務を確実にを行うこと。
※これにより難いときは、事前に経営管理課までご相談ください。
- (12) 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置者の責任において対処すること。
また、自動販売機に故障時等の連絡先(昼間、夜間)を明記すること。
- (13) 自動販売機の設置及び撤去にかかる費用は、全て設置者の負担とする。
- (14) 設置期間満了又は、許可取り消しとなった場合は、設置者の責任において速やかに原状回復を行うこと。

5 応募資格

申込期間において加古川市の入札参加資格者名簿に登載されている者または令和6年4月1日からの入札参加資格審査の申請手続きを行っている者のうち、次の(1)から(5)に該当しない法人又は個人に限り応募することが可能。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更正手続開始の申立てがなされている者または民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 申込期間において加古川市の指名停止措置を受けている者。
- (4) 営業について法令等の規定により許認可等を受けていない者。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体。

6 応募書類

- (1) 応募申込書(封入、封緘のこと)【別紙様式第1号】
- (2) 誓約書【別紙様式第2号】
- (3) 予定販売品目一覧表【別紙様式第3号】
- (4) 設置する自動販売機の寸法、年間消費電力量のわかるカタログ等

7 申込期間、場所

申込期間： 令和6年2月1日(木)から 令和6年2月21日(水)まで(土、日及び祝日を除く)

受付時間： 午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

申込場所： 加古川市野口町良野398番地の1

加古川市水道庁舎 4階 経営管理課 に郵送または持参のこと。

8 選定方法

4に定めた設置する自動販売機等の指定、条件をみたしている者の中から、加古川市上下水道局が設定する最低使用料以上での申込みかつ最高の応募価格を提示した者を設置予定者とする。

また、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定する。なお、販売品目の売値は、審査の対象とはしない。

9 結果の公表等

設置予定者を決定したときは、設定予定者に通知するとともに、令和6年3月中旬頃に加古川市上下水道局ホームページにおいて、設置予定者名と設置価格を公表する。

10 使用料

設置予定者が申込みした応募価格（税抜額）に消費税と年間光熱水費を加算した金額を使用料とする。

なお、設置予定者は、加古川市上下水道局が発行する納入通知書により、指定期日までに当該使用期間に係る使用料の全額を納入すること。

(最低使用料)

80,495円(年額) ※消費税及び年間光熱水費除く

(年間光熱水費の計算は次のとおり)

【電気料金】

- ① 自動販売機の年間消費電力量を12で割り戻し、月間平均使用電力量を算出。
計算結果において小数点第1位以下が生じる場合は、切り捨てて計算する。
- ② 関西電力(株)従量電灯A電気料金表(令和6年4月分)に月間平均使用電力量をあてはめる。
- ③ ②の値に12を乗じる。

(例)

- ① 月間平均使用電力量

$$3,000 \text{ kWh} \div 12 \text{ ヶ月} = 250 \text{ kWh}$$

- ② 従量電灯A料金(参考:令和6年2月分)

$$250 \text{ kWh} \rightarrow 5,943 \text{ 円}$$

- ③ 年間光熱費 $5,943 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月} = \boxed{71,316 \text{ 円}}$

【水道料金】

- ① 月間平均水道使用量を算出。
- ② 水道庁舎の水量使用量より従量料金 $\phi 40 \text{ mm}$ $100 \text{ m}^3 \sim 500 \text{ m}^3$ で水道料金を算出。
- ③ ②の値に12を乗じる。

(例)

- ① 月間平均水道使用量

$$275 \text{ ml/杯} \times \text{約} 1,024 \text{ 杯/月 (参考:令和4年度平均)} \\ = 2820 = 0.2 \text{ m}^3$$

- ② 従量料金 $\phi 40 \text{ mm}$ $100 \text{ m}^3 \sim 500 \text{ m}^3$ の水道料金

$$1 \text{ m}^3 \text{ につき } 239 \text{ 円} \text{ 月間利用水道料金 } 239 \text{ 円} \times 0.2 \text{ m}^3 \\ = 47.8 \text{ 円}$$

- ③ 年間水道料金 $47.8 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月} \times 1.1 \text{ (消費税)} = \boxed{630 \text{ 円}}$

11 使用許可申請の手続き

設置予定者は指定期日までに『行政財産目的外使用許可申請書』を経営管理課に郵送にて提出すること。

なお、使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定者の負担とする。

1 2 設置予定者の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 設置予定者が応募者の資格を失った場合。

1 3 その他

- (1) 設置場所の説明会は実施しないが、現地確認は可能とする。
- (2) 応募書類については結果に関わらず返却しない。
- (3) 設置予定者についての公募資格確認を要する場合は、後日審査に必要な書類（登記簿、国税完納証明等）の提出を求める場合がある。

<募集に関する問い合わせ先>

加古川市上下水道局経営管理課

加古川市野口町良野398番地の1

電話079-427-9320（直通）

担当：岩田